

応用倫理学の諸分野にあって、とりわけ教育の場面においては、事例研究(case study/Fallstudie)が効果的であることがよく知られているが、日本では、現実には英語圏テキストにある諸外国の事例がそのまま利用されることが多く、教育効果を追求するという面でも批判されるべき点が多い。さらに、社会科学と対比して、倫理学にとって研究方法として事例研究がどのような意味と意義をもつのかについて、十分な検討がなされていないのが実情である。応用倫理学が決疑論(casuistry)ではないとするならば、それが事例および事例研究とどのように関わるのかについて、繰り返し考えてみる必要が是非ともあるだろう。

私自身は「事例研究」という方向を採らない。私は水俣病事件を一つの研究対象として選んだ。というよりは、もしかしたら、そもそも哲学者になろうとした動機のなかに、水俣病のような出来事が発生し、未だに解決できない、その日本社会の現実と病理について考えたい、それを解決したい、という願望があったのかもしれない。少なくとも、研究への動機は、問題解決への志向であり、問題発生回避への志向である。

熊本県水俣湾沿岸で起こった「水俣病」は、世界で最初の環境汚染による有機水銀中毒であり、より詳しく言えば、メチル水銀化合物によって汚染された魚介類を食べることによって起こる食中毒であり中毒性脳症・神経疾患である。刑事事件ともなった熊本水俣病は、様々な出来事の連続・集積であり、新潟水俣病とともに、戦後日本の環境政策のみならず、様々な方面に多くの影響を与え、六〇年余りたった今も終わっていない。

私は一九九〇年代の半ばに、水俣病事件を環境倫理学の「事例」として研究しようと始めたが、すぐに事例研究とは捉え難いと思うようになった。水俣病事件は、明治時代の富国強兵・殖産興業の政策から、戦後の高度経済成長政策を通して現在に至るまでの、日本の近代化（私はそれを「圧縮された近代化」と呼ぶ）の様々な問題が凝縮している出来事であり、われわれの歴史と社会と将来の進むべき道を問いかけてくる巨大な事件である。それゆえ、水俣病事件が問いかけてくることを考え、また、水俣病事件を通して一切を考える、そういう私自身の哲学のやり方を、「事件の哲学」と呼ぶことにした。さらに「応用倫理学」という呼称に違和感をもっていた私は、すでに社会問題となっている事象に対して、哲学者としての社会的責任において、それに応答しようとする ethical-political な学問的努力を「応答倫理学」と呼びたいと考えてきた。

本提題では、(一) 環境倫理学の出発状況とその後の展開を簡単に回顧し、環境倫理学が今もいかに不安定・不確定であるのかを批判的に論じ、(二) それゆえにこそ、現実の問題そのものに立ち向かうことの必要性和重要性があることを論じ、(三) 水俣病事件から何を汲み取ることができるのかを論じたい。

(三) について、ここでは見出し語だけを列記しておきたい。

- ①「公害から環境問題へ」という言説の批判と規範的解釈
- ②「負荷」と「危害」の構造的連続性および「稀釈の論理」の破綻
- ③「責任」と「教訓」の言説の解釈
- ④「責任への問いのダイナミズム」の重視
- ⑤「予防原則」の重要性
- ⑥「環境正義」の視点の重要性
- ⑦「公正な持続可能社会」への希求